委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年4月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	石川県	
3. 市区町村名	志賀町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.town.shika.lg.jp/soumu/my_number.html	

執行機関名 志賀町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	志賀町子どもの医療費助成条例(令和2年志賀町条例第32号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の5の項志賀町子どもの医療費助成条例(令和2年志賀町条例第32号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	志賀町子どもの医療費助成条例(令和2年志賀町条例第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的		第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		志賀町子どもの医療費助成条例(令和2年志賀町条例第32号)、 志賀町子どもの医療費助成条例施行規則(令和2年規則第28号)